

(別紙 1)

2011年4月7日

地方公務員災害補償基金

理事長 橋本 勇 様

公務員連絡会地方公務員部会
議長 阿部 卓 弥

東日本大震災による公務災害認定に関する申入れ

平素より、地方公務員及び遺族の生活と福祉の安定に並々ならぬ努力を続けておられることに心から敬意を表します。

さて、東日本大震災による犠牲者、行方不明者は2万8千人以上、避難生活を送っている方は16万人を超えています。この震災によって犠牲となった地方公務員も相当数にのぼると予想されます。

職員は、震災直後から今日まで住民の救助、復旧・復興に全力をあげて取り組んでいます。また、福島第一原子力発電所の事故により多量の放射能が漏れ出し、半径20キロ圏内の自治体では、機能そのものが当該地域外の他の自治体に移転しました。移転先でも、職員は住民の安心・安全の確保などに懸命の努力を続けています。半径30キロ圏内の屋内待避の地域でも、放射線被曝の不安にさらされながらも必要な公共サービスの提供や復旧などに務めています。

このような、甚大かつ広範囲な震災の犠牲となった職員及び遺族、負傷した職員、心身の疾病に罹った職員に対して、地方公務員災害補償制度の趣旨に則り、下記のような対応を行うよう申し入れます。

記

1. 被災した地方公務員、遺族は、勤務公署の被災や閉鎖、資料の散逸などにより、平常時に比較し公務災害申請に相当困難が伴うことから、請求の受付から支給決定まで、一層迅速、かつ丁寧な対応を行うこと。

2. 請求に必要な書類等を可能な限り簡素化するとともに、勤務公署の崩壊などに伴い、必要な書類が整わない場合は、代替措置を直ちに講ずること。
3. 各支部がもつ機能をはるかに上回る申請数になることから、各支部における調査、事務手続きなどを本部として十分に支援すること。
4. 自治体機能が他県に移動した場合にあっては、移動先の支部でも申請を受け付けるなどの対応をすること。
5. 心身の疾病、とくに、脳・心臓疾患、精神疾患に係る公務災害認定に当たっては、本震災と原発事故による広範囲な放射線被曝の懸念が生じているなどの状況は、従来の認定指針では想定していない事態であることから、それを十分、踏まえた認定を行うこと。
6. 本震災に起因すると想定される公務災害申請に係わる様々な情報について、被災した職員、遺族に対して丁寧な情報提供を行うこと。
7. 本震災に起因すると想定される公務災害認定の諸課題についても、引き続き、地公部会と十分な交渉・協議を行うこと。